

雨水タンク補助金事業に関する Q&A

Q：雨水タンクの補助金の必要書類はなんですか？

A：①市様式の申請書（市 HP からダウンロード可、各区役所で配架）

②雨水タンク購入領収書

③雨水タンク設置の領収書(設置費も申請の場合)

④位置図（建物のどこに設置したかがわかる図面。手書き等でも可）

⑤現場写真（雨どいから雨水タンクまでの接続が分かる写真とタンク全景が分かる写真。A4 用紙で提出）

Q：補助金はいくらですか？

A：購入費及び設置費に係る 3 分の 1 を補助します。ただし、3 万円が上限です。

また、補助額は百円単位切り捨ての為、9,300 円のタンクを設置申請した場合、3 分の 1 は 3,100 円ですが、100 円切り捨てて、3,000 円の補助となります。

Q：補助金は雨水タンクの購入に対してだけですか？

A：雨水タンクの購入費と設置費の両方を補助します。その際、購入費の領収証に加えて設置費の領収証も必要になります。

Q：購入はしたが、設置は自分で行った。設置費はでるか？また、自作タンクは？

A：自ら設置したものについては、設置の補助対象外です。また、市販で購入したものを補助の対象としているため、自作タンクについても補助対象外です。

Q：買い物の際でてきた感熱紙のレシートでもいいですか？

A：通常の買い物レシートの場合、他の商品も記載されている等、事務手続き上、混乱を招く場合があるので、サービスカウンター等で別途領収証を作成してもらうよう推奨しています。

Q：申請のタイミングはいつですか？

A：設置が完了した後の申請になります。ただし、購入(もしくは設置)した年度内に申請しないと補助対象となりません。

Q：補助金はいつまでですか？

A：年度内に購入(もしくは設置)したものは、その年度内であればいつでも申請できます。ただし、予算に限りがあるので、早めの申請をお勧めします。

Q：雨水貯留タンクの容量に条件はありますか？（例えば 80L 以上とか）

A：容量に対する条件はありません。

Q：一人で何台でも申請できますか？

A：原則、1建築物に申請は1回限りです。1つの建築物にタンクを複数設置し、それらを合算し1回で申請することは可能ですが、その場合でも補助額は最大3万円です。ただし、1つの敷地に複数の建築物がある場合には、建築物の棟数分の申請が可能です。

Q：申請書はどこへ提出すればいいか？郵送でもよいか？

A：申請先は環境対策課窓口です。郵送での受付も可能です。

Q：事業所にも雨水タンク補助金の申請はできますか？

A：市内建築物であれば申請できます。（申請者は、雨水タンク設置につき正当な権原を有する人〔建物の管理者等〕になります。）

Q：マンション住まいですが、申請できますか？

A：建物1棟につき1回の申請のため、分譲マンションの場合は、後日のトラブル防止のため、マンションの管理組合等の承諾を得ておくことを推奨します。

Q：雨水貯留タンクの周辺の室外機の囲いやそれを塗る塗料も補助対象となりますか？

A：補助対象外となります。雨水貯留タンクにだけに使うものだけ補助対象となります。

Q：新築工事に含める形でタンクを購入したため、領収書が交付されないが代替書類はあるか？

A：タンク購入費が建築工事費に含まれることが確認できる計画書、工事の請負契約が確認できる契約書及び契約履行が確認できるタンク設置状況写真をもって領収書の代わりとします。